

耐震改修促進法第9条に基づく要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の公表について

耐震改修促進法に基づく耐震診断結果について取りまとめが完了しましたので、以下のとおり公表いたします。

■公益上必要な建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の状況・予定		備考
					最小値	内容	実施・完了時期	
1	大分市 本庁舎	大分市荷揚町2番31号	庁舎	5-6 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」に定める「第2次診断法」(充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.26$ CTU・SD= 0.53	耐震改修	平成30年度改修工事済	$0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U = 0.23$ (要安全確認計画記載建築物)
2	大分県庁舎(本館)	大分市大手町3丁目1番	庁舎	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 1.02$ C _{TU} ・S _D = 0.70	耐震改修	平成27年度改修工事済	$0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U = 0.34$ (要安全確認計画記載建築物)
3	大分県庁舎(別館)	大分市府内町3丁目95番	庁舎	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	耐震改修	平成12年度改修工事済	

※構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果について

- ・対象建築物が構造上複数の棟で構成されている場合は、その内の最少の値を表記しています。
- ・対象建築物ごとに、地域及び用途を考慮した安全性の評価をしています。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			指標の判断基準
		I	II	III	
5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$	I: 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II: 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」に定める「第2次診断法」(充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$	III: 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる	※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。